

(請求人) 様

名古屋市監査委員	山 本 正 雄
同	小 川 令 持
名古屋市監査委員職務執行者	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘

名古屋市職員措置請求について (通知)

令和 5年 3月28日に提出された 4監特第72号の名古屋市職員措置請求 (以下「請求A」という。) 及び 4監特第73号の名古屋市職員措置請求 (以下「請求B」という。) について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

請求Aは、地方自治法第 242条第 2項の請求要件を、請求Bは、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

請求Aは、令和 3年度名古屋市DV被害者SNS相談事業について、システム構築費が費用として計上されているが、契約書では再委託が禁止されており、契約書上認められない費用であるため、受託団体に不当利得を生じていると主張し、システム構築費について、受託団体への不当利得返還請求権の行使を求めるものである。

請求Bは、令和 3年度名古屋市DV被害者SNS相談事業について、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 4次)」におけるSNSを活用するという趣旨及び仕様書に定める実施方法を無視してチャットサービスを開発しており、当該委託業務の内容は不当であるため、受託団体に不当利得が生じていると主張し、委託料全額について、受託団体への不当利得返還請求権の行使を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求 (以下「住民監査請求」

という。)は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは請求できないとされている。怠る事実については、期間制限について明文の規定はないが、特定の財務会計行為に基づいて発生した実体法上の請求権の不行使である場合は、当該財務会計行為から1年間の請求期間の制限があるものと解される。また、公金の支出が概算払によって行われる場合には、当該公金の支出日が住民監査請求の請求期限の起算点になると解される。

請求Aにおいて、請求人が行使を求める不当利得返還請求権は、契約書上認められないシステム構築費に係る公金の支出によって発生するものであり、当該請求権は受託団体への概算払の日に発生したと考えられるため、1年間の期間制限を経過している。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

また、民法に規定されている不当利得は、法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者が、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負うものとされている。

請求Bにおいて、請求人は、委託料全額について、受託団体への不当利得返還請求権の行使を怠っていると主張している。しかし、基本計画の趣旨及び仕様書に定める実施方法が無視したという主張をもって不当利得が生じていると考えることはできず、不当利得が生じた法的根拠について具体的に述べていない。また、請求人が添付している事実を証する書面からは相談事業が実施されたことを確認できるものの、不当利得が生じている法的根拠を証する書面の添付はない。これらのことから、請求人が主張する不当利得が生じている事実は確認できず、財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、請求A及び請求Bは、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局監査管理課)